

## 専決処分第4号

### 専 決 処 分 書

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、別添のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

高根沢町長 加藤公博

## 高根沢町介護保険条例の一部改正の概要について

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症に関して一定の要件のもとに介護保険料の減免を行った場合、令和4年度までは国から財政支援がされることとなっていました。令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和4年度末までに資格を取得したこと等により、令和5年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものについても、財政支援がされることになることが国から示されたことから、介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の減免対象となる保険料について、「令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えます。（附則第9条）

### 3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 546 778 721">附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p data-bbox="204 743 798 1420">第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。)及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを減免することができる。</p>	<p data-bbox="858 546 1401 721">附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p data-bbox="826 743 1420 1285">第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から令和4年度分までの保険料(令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。)を減免することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。